令和3年11月30日

議長 大久保 照 夫 様

提出者議員影山琢也 """ に対して一男 """ に対して一男 "" に対して、一男 "" に対し、一句 "" に対し、

議案提出について

令和3年第4回市議会定例会(11月30日の会議)に下記の議案を 別紙のとおり提出する。

記

[議提議案第6号] 熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

[理 由] 議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員 会委員長及び議員の期末手当支給割合の改定を 行うため 熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例

第1条 熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の222.5」を「100分の207. 5」に改める。

第2条 熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の207.5」を「100分の215」 に改める。

附則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の 規定は、令和4年4月1日から施行する。